

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第1回定例会議
開 催 年 月 日	令和元年5月21日(火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時30分 から 午後5時 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室4
議 長 等 の 氏 名	会長 中村 和彦
出 席 者	副会長 鍋島 正明 委 員 戸塚 学 委 員 田名場 美雪 委 員 大湯 恵津子
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教育長 吉田 健 理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳 学校指導課長 横山 晴彦 学校指導課長補佐 木村 憲夫 学校指導課指導主事 佐藤 耕人 学校指導課総括主査 会津 聡子
会 議 の 議 題	・「いじめ」に関する状況報告 ・「弘前市学校危機対応支援チーム」について
会 議 資 料 の 名 称	・平成30年度弘前市立小・中学校のいじめの状況 ・「弘前市学校危機対応緊急支援チーム(仮称)」の概要(案)

<p>会議内容</p> <p>(発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>会議概要</p> <p>(議長) 審議については個人情報が含まれることが予想されるため、非公開とすることでよろしいか。 (異議なし) それでは、これより第1回定例会議を始める。 初めに、いじめに関する状況報告について事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) いじめの認知件数について、昨年度と比べて、小・中学校ともに減少している。 いじめ以外の万引き、暴力行為、喫煙等、問題行動も減少している。 引き続き問題行動の未然防止に努めるとともに、小さな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って積極的に認知し、早期に対応することで、深刻な事態を引き起こさないよう取り組む。 いじめの態様について、小・中学校とも、「ひやかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の項目が最も多く、全体の半数以上を占める。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする」「仲間はずれ、集団による無視」の項目が多くなっている。 なお、中学校については、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」が、小学校より多くなっている。 いじめによる指導を受けた児童生徒の人数も、昨年度と比べ、減少している。 なお、1つの事案で複数の児童生徒が指導される事案もあるため、認知件数よりも指導件数の方が多くなっている。 また、今年度からは、学校から教育委員会に対してすみやかに報告するよう様式を定め、認知したいじめについて早期に組織での適切な対応を進めるよう取り組んでいる。</p> <p>(委員) 今後はいじめがあれば教育委員会に報告されて、データが重なっていくということか。 件数だけではなく、どの子がいじめられて、どの子がいじめたかという記録は残っているのか？</p> <p>(事務局) はい。</p>
---	--

(委員)

そうすると、アンケート調査と、いじめられている子どもと
いじめられている子どもとリンクすることができるようになる
と考えてよろしいか。

(事務局)

学校に浸透するまでは少々時間がかかると感じている。

(委員)

すでにスタートしているのか。

(事務局)

4月から始めている。

(委員)

事例が上がってきたら、教育委員会で指導しているのか。

(事務局)

早期対応ということで、内容によっては、被害者・加害者へ
の対応とそれぞれの保護者に対してどのような関わりをした
のかを確認し、足りない部分に関しては速やかに対応するよ
う指導・助言を行っている。

(委員)

いじめがあって、何日以内とか、すぐ報告する形なのか。

(事務局)

はい。深刻かどうか一切先入観で見ないで、疑いであっても
とにかく報告することになっている。

(委員)

対応しながらも、まず報告するということか。今までの事例
を見れば、どうにもならなくなってから教育委員会に報告し
ている。調べたらたいしたことないかもしれないので、まず報
告をしておくことは大切なことだと思う。こじれてしまっ
てからというのが一番回復が遅い。報告が早いと、早く対応で
きてよいのではないか。

(事務局)

丁寧に調査、対応するほど連絡が遅れていくので、対応中
でもいいということを学校に周知することが大事であると感じ
ている。

(議長)

続きまして、弘前市学校危機対応緊急支援チームについて事
務局から願います。

(事務局)

弘前市学校危機対応緊急支援チームとは、学校内外におい
て、いじめによる自殺や外部侵入者に代表される重大事件や、

事故等が発生した場合に、学校の混乱を最小限に抑え、学校環境を回復し、事実解明を公正・客観的に行うことなどを目的とした組織を指す。

支援対象は、(1) 児童生徒の死亡や重大な障害などの事件、事故 (2) いじめ防止対策推進法に規定する「生命心身財産重大事態」(3) その他教育上著しく影響があると認められる生徒指導上の諸問題等。

支援内容としては、(1) 危機対応に関する支援 (2) 心身の健康の維持・回復に関する支援を想定。

続いて、チーム構成について。学校からの報告、相談、要請を受けた際には、市長の指示により、教育長が支援チームの統括にあたり、チームを当該学校に派遣し、チームの代表として指揮を執る。補佐役として教育部長、学校教育推進監、そして法務指導監が支え、校長への指示・助言にあたる。

支援内容のうち、主に危機対応支援には、教育委員会各課の職員が、保護者やマスコミの対応、教員サポート、関係機関連携にあたる。心身健康の維持・回復支援には、外部専門家である医療関係者や臨床心理士をはじめとして、状況に応じて市長部局健康増進課、子ども家庭課の協力を得て、児童生徒やその保護者の個別ケア等にあたる。なお、学校からの要請がなくても、出動することを想定している。

いじめ防止等対策審議会の皆様には、外部専門家の人選など随時のご助言をいただければと考えている。

設置要綱について。

第1条 弘前市が設置する小学校及び中学校に在籍する児童生徒の生命にかかわる事件・事故等で、その衝撃が児童生徒に深刻な心理的影響を及ぼす恐れがあるものが発生した場合に、二次被害の発生及び拡大防止と心身の健康の維持・回復を支援し、学校本来の機能を維持・回復させるため、弘前市学校危機対応緊急支援チームを設置。

第2条 (1) 学校の危機対応に関する支援 (2) 児童生徒及び保護者、教職員の心のケア (3) その他緊急事案への対応に関する支援を行う。

第3条 チームの構成員は(1)～(15)に掲げる者のうちから、市長、教育長が任命又は委嘱する。

第3条第2項 市長の指示により、教育長は支援チームを統括し、支援チームを代表する。

第3条第3項 教育部長、学校教育推進監、法務指導監は、代表を補佐し、教育長に事故がある時は、教育長の指名によ

り、その職務を代理する。

第4条 緊急事案が発生したと認められ、派遣が適当と判断した場合、市長の指示により、教育長は支援チームを当該小・中学校へ派遣する。

第4条第2項 派遣日数は3日以内を基本とする。ただし、必要に応じ日数を延長することができる。

第5条 チーム員には、1時間当たり7,400円の謝金を支給するほか、弘前市職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により計算した額の旅費を支給する。

第6条 チーム員及び意見聴取に関わった者は、当該事案を通して知り得た秘密を漏らしてはならない。チーム員を退いた後も同様とする。

第7条 教育長は、チーム員の資質向上のため研修を実施する。

第8条 支援チームの庶務は、教育委員会事務局学校指導課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

(委員)

前回との違いはどの部分か。

(事務局)

大きくは市長が入っている。そして、チームリーダーを教育長とし、教育部長、学校教育推進監、法務指導監がそれを支える。

(委員)

自殺とかの事案だとすると、なかなか校内で対応するのは難しいという認識はあるのか。

(事務局)

はい、そのように考えております。

(委員)

報道対応はどこで対応することになっているのか。

(事務局)

今までの他市町村を見ても、まず教育委員会が対応に入るので、校長先生に任せるということはない。

(委員)

どなたが担当されるのか。

(事務局)

当面は教育委員会が対応するので、教育長、教育部長、学校教育推進監が担う。実際に調査委員会ができたなら、調査委員会

の長の方が、マスコミの取材を受けることになる想定している。

(委員)

調査委員会については、今後、立ち上げる時のやり方を考えていかなければならない。

(事務局)

今の段階で調査委員会の委員は教育委員会で任命すると決まっているが、他市町村の事例では、最初の調査委員会が解散となっていることもあるので、そういうことも想定しておかなければならないと思っている。

(事務局)

今回提案した緊急支援チームは、調査委員会とは全く独立しているもので、いじめによる自殺だけでなく、部外者侵入など傷害事件も全部入っている。現時点では、弘前市の学校でいじめによる自殺が起きて、学校主体では調査できなくなった時には、審議会の皆さんから委員を選んで調査部会に移行するという形ができています。ただし、調査部会を保護者が納得しない場合、調査を始めることができない。

(委員)

保護者が納得しない場合が多く、二度手間になってしまうので、できれば市長直轄の調査委員会を立ち上げてはいいか。

(委員)

調査委員会について最初にしっかりと説明していただいて、調査委員会の構成員の名前についても公表した方がよい。いずれにしても、学校は混乱している状態であり、教育委員会から最初に説明していただいて、調査を命じてもらってやらざるを得ないと思う。また、実際に調査するとなると教育委員会の協力がないと無理だと思う。弁護士が入ってやるとしても、自分で全ての調査はできない。

(委員)

いずれにしても、緊急支援チームで事実調査はしないということですね。そこは切り離して、あくまで教育委員会の側として関わるという形ですね。

(委員)

法務指導監には適宜相談されるのですね。

(委員)

先生方はお優しいので、厳しいことが言えなかったり、言い

たいことが言えなかったりということがあるのではないか。色々な立場の人がもう少しの方がよいのではないか。マスコミの対応は微妙なところがあって難しい。

(委員)

危機対応支援の所に教育委員会が入って、市長、教育長をはじめとして教育委員会事務局の皆さんが入っているが、この支援チームとは別に、危機管理の組織というのは、ほかに、市や教育委員会にあるのか。

(事務局)

市には単独で別にあるが、この緊急支援チームというのは、何かあれば校長先生に必ずマイクが入るので、何を話すとかを法務指導監にも相談しながら整理し、連絡を取り合い、必要な支持をしてサポートするイメージである。

(委員)

両方の組織にまたがっている人がかなりいる。

(事務局)

あくまでも前面に出るのは教育委員会という形。市長、副市長の指示を受けながら、学校と教育委員会ですうまくできないところは法務指導監からの意見をもらって対応にあたる。また、子どもたちの対応は、専門的立場から委員の皆さんの意見もうかがって進めたいと考えている。

(事務局)

緊急支援チームとして学校のサポートに入るが、マスコミには教育委員会として会見することになる。学校に張り付ける職員も必要になってくるし、教育委員会で足りなければ、市長部局の応援をもらうことを想定している。

(委員)

遺族対応はどうするのか。

(事務局)

やはり臨床心理士の方や精神科の方をお願いしなければならないことが出てくるので、実際には中村先生に相談していきたい。子どもたちの心の支援についても、別に計画していきたい。

(委員)

第3条(13)(14)は、この方々に限定しているのか。

(事務局)

こちらの職員の方に個別ケアをお願いしたいと考えている。

	<p>(委員) 関係する団体にはあらかじめ話をしているのか。</p> <p>(事務局) 臨床心理士については、県に確認し、有事の際は優先的に配置してもらえということだった。県にも、弘前でこういうチームを設置したというのはご案内する。また、市長部局には昨年度から話をしており、これから設置について詰めていく。</p> <p>(委員) 設置については、青森県の臨床心理士会の会長にも説明しておく必要がある。</p>
--	--